

平成 28 年 1 月 26 日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 27 年 11 月 2 日付け厚生労働省発生食 1102 第 2 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくベンゾフェナップに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

ベンゾフェナップ

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ベンゾフェナップ [Benzofenap (ISO)]

(2) 用途：除草剤

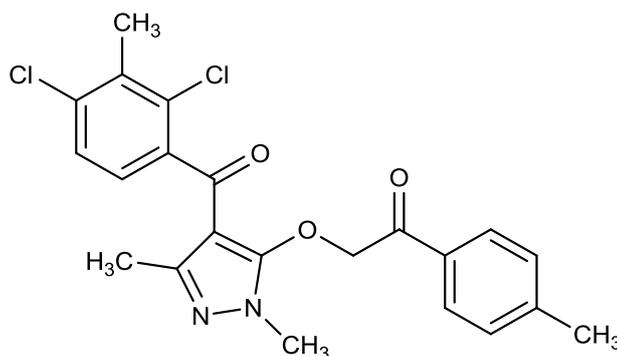
ピラゾール系の除草剤である。主にクロロフィルの生成阻害によって植物に白化現象を誘起させることにより、殺草効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名

2-[4-(2,4-dichloro-*m*-toluoyl)-1,3-dimethylpyrazol-5-yloxy]-4'-methylacetophenone (IUPAC)

2-[[4-(2,4-dichloro-3-methylbenzoyl)-1,3-dimethyl-1*H*-pyrazol-5-yl]oxy]-1-(4-methylphenyl)ethanone (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₂₂ H ₂₀ Cl ₂ N ₂ O ₃
分子量	431.31
水溶解度	1.2 × 10 ⁻⁴ g/L (20 °C)
分配係数	log ₁₀ Pow = 4.69 (25 °C)

2. 適用の範囲及び使用方法

国内での使用方法

(1) 12.0%ベンゾフェナップ・5.7%ピリブチカルブ・10.0%ブロモブチドフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	希釈倍数	使用液量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ヒルムシロ ハラモカ	移植時	砂壤土～埴土	原液	1 L/ 10 a	1回	田植同時散布機で施用	北海道 東北 北陸	2回以内
		移植直後～ ノビエ1.5 葉期 ただし、移植後30日 まで					湛水散布、 水口 施用又は 無人ヘリ コプター による 滴下		
	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ヒルムシロ	移植時					0.8～ 1 L/ 10 a	田植同時散布機で施用	
水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ	移植直後～ ノビエ1葉 期 ただし、移植後30日 まで	0.5 L/10 a (少量 散布)	湛水散布	全域の普通期及び 早期栽培地帯					

(2)20.0%ベンゾフェナップ・5.0%プレチラクロールフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稲	水田一年生雑草及びマツバイ、ホタルイ、ウリカ、ミスガヤツリ、ハラモダカ(北海道、東北)、モダカ	植代時(移植7日前まで)	砂壤土～埴土	500 mL/10 a	1回	植代時に原液のまま散布し混和する	全域の普通期栽培地帯及び関東・東山・東海の早期栽培地帯	2回以内
			壤土～埴土				近畿・中国・四国、九州の早期栽培地帯	
		植代後～移植7日前まで	砂壤土～埴土			原液湛水散布	全域の普通期栽培地帯及び関東・東山・東海の早期栽培地帯	
			壤土～埴土				近畿・中国・四国、九州の早期栽培地帯	
		移植直後～ノビエ1葉期 ただし、移植後30日まで	砂壤土～埴土			田植同時散布機で施用	全域(北海道を除く)の普通期及び早期栽培地帯	
			壤土～埴土				北海道	
		移植時	砂壤土～埴土			田植同時散布機で施用	全域(北海道を除く)の普通期及び早期栽培地帯	
			壤土～埴土				北海道	

(3) 4.0%ベンゾフェナップ・5.0%クミルロン・0.7%テニルクロール粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヒルムシロ ハラオモダカ	移植後3日 ～ ノビエ1.5 葉期 ただし、 移植後30 日まで	砂壤土 ～埴土 (ただし、 近畿・中 国・四国 の早期栽 培では 壤土～埴 土)	3 kg/ 10 a	1 回	湛水 散布	北海道 東北 北陸	2 回以内
	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヒルムシロ クログワイ	移植後3日 ～ ノビエ2葉 期 ただし、 移植後30 日まで					関東・東 山・東海・ 近畿・中 国・四国・ 九州の普通 期及び早期 栽培地帯	

(4) 12.0%ベンゾフェナップ・1.0%オキサジクロメホン・12.0%ブロモブチドフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ハラオモダカ (北海道、東北) ウリカワ ミスガヤツリ (北海道を除く) オモダカ (近畿、中国、四 国、九州を除 く)	移植時	砂壤 土～埴 土	500 mL /10 a	1 回	田植 同時 散布 機で 施用	全域の普 通期及び 早期栽培 地帯	2 回以内
		移植直後 ～ ノビエ1.5 葉期 ただし、 移植後30 日まで				原液 湛水 散布		
	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ハラオモダカ (北海道、東北) ウリカワ (九州を除く) ミスガヤツリ (北海道を除く)	移植直後 ～ ノビエ1葉 期 ただし、 移植後30 日まで		300 mL /10 a				

(5) 12.0%ベンゾフェナップ・1.0%オキサジクロメホン・12.0%ブロモブチド粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ(北海道)	移植後1日～ ノビエ1.5葉期 ただし、移植後30日まで	砂壤土～ 埴土	小包装(パック)10個 (500g) /10a	1回	水田に小包装(パック)のまま投げ入れる。	全域の普通期及び 早期栽培地帯	2回以内

(6) 18.2%ベンゾフェナップ・5.5%フェントラザミド・3.6%ベンゾビシクロンフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ(北陸)	移植後5～20日 (ノビエ2.5葉期まで)	壤土～埴土(減水深2cm/日以下、ただし、埴土では減水深1.5cm/日以下)	500mL /10a	1回	原液湛水散布	北海道	2回以内
		移植後5～15日 (ノビエ2.5葉期まで)	埴壤土～埴土(減水深1.5cm/日以下)				東北	
			壤土～埴土(減水深1.5cm/日以下)				北陸	

(7) 14.7%ベンゾフェナップ・3.7%フェントラザミド・3.7%ベンゾビシクロンフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ハラモダカ オモダカ ヒルムシロ シスイ エゾノサヤカグサ	移植時	500 mL/10a	1 回	田植同時散布機で施用	2 回以内
		移植直後～ ルビエ2.5葉期 ただし、移植後30日まで			原液湛水散布、水口施用又は無人ヘリコプターによる滴下	
直播 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ヒルムシロ	稲1葉期～ ルビエ2.5葉期 ただし、収穫90日前まで			原液湛水散布又は無人ヘリコプターによる滴下	

(8) 12.0%ベンゾフェナップ・15.0%ブタクロール・12.0%ブロモブチドフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ハラモダカ アミドロ・藻類 による表層はく離	移植直後～ ルビエ2葉期 ただし、移植後30日まで	砂壤土～ 埴土	500 mL /10 a	1 回	原液湛水散布	北海道	2 回以内

(9) 8.0%ベンゾフェナップ・3.0%フェントラザミド・5.0%ベンフレセート粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラモダカ (北海道、東北) オモダカ クログワイ (北海道を除く) エゾノササカグサ (北海道) ヒルムシロ セリ (近畿・中国・四国) アオミドロ・藻類による表層はく離 (東北を除く)	移植後 5 日～ ノビエ 2.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで	砂壤土～ 埴土	1 kg /10 a	1 回	湛水 散布	全域の 普通期 及び早期 栽培地帯	2 回以内

(10) 16.0%ベンゾフェナップ・6.0%フェントラザミド・10.0%ベンフレセートフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラモダカ (北海道、東北) オモダカ (北陸を除く) ヒルムシロ クログワイ (北海道を除く) エゾノササカグサ (北海道) アオミドロ・藻類による表層はく離 (関東・東山・東海、近畿・中国・四国)	移植後 5 日～ ノビエ 2.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで	砂壤土～ 埴土	500 mL /10 a	1 回	原液 湛水 散布	全域の 普通期 及び早期 栽培地帯	2 回以内

(11)8.0%ベンゾフェナップ・2.0%ピラクロニル・2.0%ベンゾビシクロン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数		
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヒルムシロ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、東北) オモダカ クダマ (北海道を除く) コウキヤガラ (北海道)	移植時	壤土～ 埴土	1 kg /10 a	1 回	田植同時 散布機で施用	北海道	2 回以内		
			砂壤土～ 埴土				東北、北陸、 関東・東山・ 東海の普通期 及び早期栽培 地帯			
		移植直後～ ノビエ2.5葉 期 ただし、 移植後30日 まで	壤土～ 埴土				1 回		湛水又は無人 ヘリコプター による散布	北海道
			砂壤土～ 埴土							東北、北陸、 関東・東山・ 東海の普通期 及び早期栽培 地帯
		移植後5日～ ノビエ2.5葉 期 ただし、 移植後30日 まで	砂壤土				1 回		湛水又は無人 ヘリコプター による散布	近畿・中国・ 四国の普通期 栽培地帯
			砂壤土～ 埴土							北海道 近畿・中国・ 四国の早期栽 培地帯 全域の普通期 及び早期栽培 地帯

(12) 14.5%ベンゾフェナップ・3.6%ピラクロニル・4.0%ベンゾビシクロンフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数	
移植水稻	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヒルムシロ ミスガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、東北) オモダカ クログワイ (北海道を除く) エゾノサヤカゲサ (北海道) コウキヤガラ (北海道) アオトドロ・藻類による表層はく離(九州)	移植時	壤土～ 埴土	500 mL /10 a	1 回	田植同時散布機で施用	北海道	2 回以内	
			砂壤土～ 埴土				東北、北陸、関東・東海・東山の普通期及び早期栽培地帯		
		移植直後～ ルビエ2.5葉期 ただし、 移植後30日 まで	壤土～ 埴土				原液湛水散布		北海道
			砂壤土～ 埴土						東北、北陸、関東・東海・東山の普通期及び早期栽培地帯
			砂壤土						近畿・中国・四国の普通期栽培地帯
									北海道
移植後5日～ ルビエ2.5葉期 ただし、 移植後30日 まで	砂壤土～ 埴土	近畿・中国・四国の早期栽培地帯							
		九州の普通期及び早期栽培地帯							

(13) 14.5%ベンゾフェナップ・3.6%ピラクロニル・4.0%ベンゾビシクロン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ミズガヤツリ ウリカ ヒルムシロ アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後5日～ ノビエ2.5葉期 ただし、移植後 30日まで	小包装(パック) 10個 (500g) /10a	1回	水田に小包装(パック)のまま投げ入れる	2回以内

(14) 5.0%ベンゾフェナップ・0.50%オキサジアルギル・6.0%ブロモブチド粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生 雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ (東北を除く) ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、東北)	移植直後～ ノビエ1.5葉 期 ただし、 移植後15日 まで	砂壤土～ 埴土	1kg /10a	1回	湛水 散布	北海道	2回以内
		移植直後～ ノビエ1葉期 ただし、 移植後15日 まで	壤土～ 埴土				全域(北海道、九州を除く)の普通期及び早期栽培地帯	
			砂壤土～ 埴土				九州の普通期及び早期栽培地帯	

(15) 9.0%ベンゾフェナップ・0.90%オキサジアルギル・11.0%ブロモブチドフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ウリカ ヒルムシロ アオミドロ・藻類による表層はく離	移植直後～ ノビエ1.5葉期 ただし、 移植後10日まで	砂壤土～ 埴土	500mL /10a	1回	原液 湛水 散布	北海道	2回以内
		移植直後～ 移植後5日(ノビエ 発生始期) (移植後に使用する 除草剤との体系で使用)	壤土～ 埴土					

(16)8.0%ベンゾフェナップ・2.0%フェントラザミド・2.0%ベンゾビシクロン粒剤

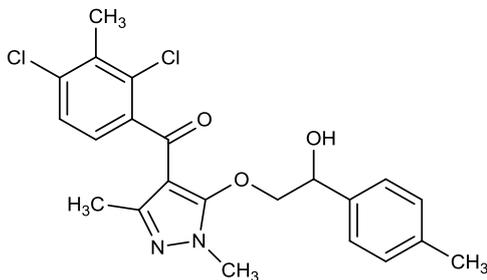
作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ヘラオモダカ オモダカ ヒルムシロ	移植直後～ ルビエ2.5葉期 ただし、 移植後30日まで	1 kg /10 a	1回	湛水散布	2回以内
		移植時			田植同時散布機 で施用	

3. 作物残留試験

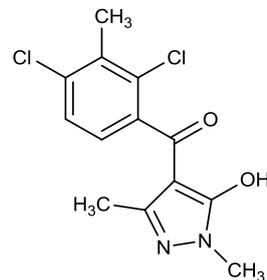
(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ベンゾフェナップ
- ・ベンゾフェナップ還元体1（以下、代謝物Eという）
- ・ベンゾフェナップ水酸化体（以下、代謝物Bという）



代謝物E



代謝物B

② 分析法の概要

i) ベンゾフェナップ

試料に水を加えて放置した後アセトン又はメタノールで抽出し、ヘキサン又はジクロロメタンに転溶する。ヘキサン/アセトニトリル分配、フロリジルカラム、及びシリカゲルカラム又はシリカゲル薄層クロマトグラフィーにより精製した後、高速液体クロマトグラフ(UV)を用いて定量する。

または、試料に水を加えて放置した後メタノールで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、ヘキサン/アセトニトリル分配及び強酸性陽イオン交換体(SCX)カラム、又はC₁₈カラムにより精製した後、高速液体クロマトグラフ(UV)又は液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計(LC-MS/MS)を用いて定量する。

定量限界： 0.01 ppm

ii) 代謝物E

試料に水を加えて放置した後アセトン又はメタノールで抽出し、ヘキサン又はジクロロメタンに転溶する。ヘキサン/アセトニトリル分配、フロリジルカラム、及びシリカゲルカラム又はシリカゲル薄層クロマトグラフィーにより精製した後、高速液体クロマトグラフ(UV)を用いて定量する。

検出限界：0.005ppm

iii) ベンゾフェナップ、代謝物E及び代謝物B (含量を代謝物Bとして)

試料から塩酸酸性下アセトン・水(4:1)混液で抽出又は試料に水を加えて放置した後塩酸酸性下アセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。ヘキサン/アセトニトリル分配後、0.1 mol/L水酸化ナトリウム溶液中で加熱して加水分解する。ジクロロメタンで洗浄した後、塩酸酸性としてヘキサンで抽出する。フロリジルカラム又はシリカゲルカラムにより精製した後、高速液体クロマトグラフ(UV)を用いて定量する。

検出限界：0.005 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたベンゾフェナップに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：0.203 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数：100

ADI：0.002 mg/kg 体重/day

(2) ARfD 設定の必要なし

ベンゾフェナップの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。

5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において米に基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ベンゾフェナップとする。

作物残留試験において、代謝物 E 及び代謝物 B の分析が行われているが、いずれも検出限界未満であることから、代謝物 E 及び代謝物 B は残留の規制対象には含めないこととする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質としてベンゾフェナップ（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
一般 (1 歳以上)	7.5
幼小児 (1~6 歳)	13.0
妊婦	4.5
高齢者 (65 歳以上)	8.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17 年~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

(4) 本剤については、平成 17 年 11 月 29 日付け厚生労働省告示第 499 号により、食品一般の成分規格 7 に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

ベンゾフェナップ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)}	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【ベンゾフェナップ/代謝物E/代謝物B】	
水稲 (玄米)	2	8.0%粒剤	4 kg/10a 湛水散布	1	141	圃場A: ND/ND/ND (#) ^{注2)}	
					124	圃場B: ND/ND/ND (#)	
	2	20.0%フロアブル	750 mL/10a 湛水散布	1	107	圃場A: -/-/ND (#)	
					128	圃場B: -/-/ND (#)	
	2	12.0%フロアブル	2 L/10a 湛水散布	2	107	圃場A: <0.01/-/- (#)	
					85	圃場B: <0.01/-/- (#)	

ND=not detected (検出限界: 水稲 0.005)

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 (#)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
(#これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ベンゾフェナップ推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米 (玄米をいう。)	0.05	8.2	4.3	5.3	9.0
計		8.2	4.3	5.3	9.0
ADI比 (%)		7.5	13.0	4.5	8.0

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

昭和62年	4月13日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	暫定基準告示
平成22年	9月9日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成27年	8月18日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成27年	11月2日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成27年	11月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
○大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申

ベンゾフェナップ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05